

善通寺市新型コロナウイルス関連融資 利用者応援金

下記の融資を受けられた事業者の皆さまへ

【1. 対象者】

以下の条件を全て満たす者

①令和2年2月1日時点において

【法人】本市に事業所等の本店または支店を有していること

【個人事業主】本市に住民登録を有していること（善通寺市民のみが対象です）

②市税等を滞納していない者

（※ただし、滞納がある場合であっても、税務課指導による分割納付誓約等の書面を提出した者はこの限りでない。）

③新型コロナウイルス感染症の影響により、下記（ア～オ）のいずれかの融資を100万円以上受けた者 （令和2年2月1日以降に融資実行されたものに限る。）

民間の信用保証付き融資・政府系融資（新型コロナウイルス関連融資）		取り扱い機関
ア. セーフティネット保証（4号または5号）付き融資 イ. 危機関連保証付き融資		民間金融機関
ウ. 日本政策金融公庫が 感染症対策として行う融資等	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症特別貸付生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付新型コロナウイルス対策衛経融資衛生環境激変対策特別貸付セーフティネット貸付小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）	日本政策金融公庫 （商工会議所）
エ. 商工組合中央金庫が 感染症対策として行う融資等	<ul style="list-style-type: none">危機対応融資	商工組合中央金庫
オ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構が 感染症対策として行う融資等	<ul style="list-style-type: none">特例緊急経営安定貸付	独立行政法人中小 企業基盤整備機構

【2. 給付金の額】

1事業者につき、一律20万円

（1事業者につき、1回限り。複数回、複数の融資を受けた場合でも1回とする。）

※各融資制度の詳細については、経済産業省ホームページ特設ページをご覧ください。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索！



【3. 申請書類】

①善通寺市新型コロナウイルス関連融資利用者応援金交付申請書兼請求書（第1号様式）

※申請書については、市ホームページよりダウンロードできます。



②償還予定表等（融資が実行されたことがわかる書類）

※セーフティネット保証付き融資又は危機関連保証付き融資について、他市で認定を受けた場合は認定証添付のこと。

③振込先口座の通帳の写し（見開きページの写し。申請者と同一名義に限る。）

【4. 受付期間】

令和2年9月1日（火）から 令和2年11月30日（月）まで

※上記①～③の書類を全て揃え、受付期間内に申請してください。

【5. 申請等】

感染拡大防止の観点から、原則「郵送受付のみ」とさせていただきます。

「簡易書留」など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

大変恐れ入りますが、送料は申請者ご負担でお願いします。

送付先 〒765-0012 善通寺市上吉田町556番地3

善通寺市仮庁舎 商工観光課 応援金 係行き

【お問い合わせ先】

善通寺市 商工観光課 電話：0877-63-6315

平日（月～金）：8時30分～17時15分（土日・祝日は休み）

融資のご相談は、各金融機関等にお問い合わせください。